



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第70号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【訓 令】

島根県職員被服等貸与規程の一部を改正する規程

（人 事 課） 2

訓 令

島根県訓令第5号

本 庁
 地 方 機 関
 県 議 会 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局
 監 査 委 員 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局
 島根海区漁業調整委員会事務局
 隠岐海区漁業調整委員会事務局

島根県職員被服等貸与規程（昭和46年島根県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表の1の表7の項中「障害者福祉課」を「障がい福祉課」に改め、同表13の項中「農畜産振興課」を「食料安全推進課」に改め、同表15の項中「（地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第173条第1項の事務吏員に相当する職員を除く。22の項及び27の項において同じ。）」を削り、同表23の項中「水産技術センター栽培漁業部」を「水産技術センター総合調整部栽培漁業グループ及び栽培漁業スタッフ」に改め、同表25の項中「新機能材料開発プロジェクトチーム」を「熱制御システム開発プロジェクトチーム」に、「プラズマ利用技術開発プロジェクトチーム」を「プラズマ熱処理技術開発プロジェクトチーム」に、「バーチャルリアリティ技術開発プロジェクトチーム」を「情報通信技術開発プロジェクトチーム」に改め、「生産技術グループ」の次に「電子・電気技術グループ」を加える。

別表の2の表2の項及び3の項を次のように改める。

2	施設管理技師	作業衣（冬）	2着	4年
		作業衣（夏）	3着	4年
3	営繕技術員	作業衣（冬）	2着	4年
		作業衣（夏）	3着	4年

別表の2の表6の項から8の項までを次のように改める。

6	予防技術員	作業衣（冬）	2着	4年
		作業衣（夏）	3着	4年
		作業靴	1足	3年
		作業帽	1個	3年
7	管理技師	作業衣（冬）	2着	4年
		作業衣（夏）	3着	4年
		作業靴	1足	3年
		長靴	1足	3年
		作業帽	1個	3年
8	運転技師	作業衣（冬）	2着	4年
		作業衣（夏）	3着	4年

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。